

新型コロナウイルスワクチンの接種について



新型コロナウイルスワクチンの接種について

【令和3年3月5日現在】

阿武町では安全で円滑なワクチン接種を行うための準備を進めています。

新型コロナウイルスワクチンの接種に当たっては、当面、確保できるワクチンの量に限りがあります。国から示されている優先順位に応じて、医療従事者等に向けた接種に続き、65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方および高齢者施設等の従事者、その他の16歳以上の皆さんの順に接種を進めていく予定です。

以下の内容はワクチンの供給状況等により今後見直す可能性があります。

接種の同意

新型コロナワクチンの接種は、皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではなく、接種を受けられる方の同意がある場合に限り接種を行います。

予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスク、双方について十分理解した上で自らの意思で接種を受けていただきますので、治療中の病気等がある方は、かかりつけ医等と事前のご相談の上、接種を受けるかどうかをお考えください。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

対象者の範囲

原則、居住地において接種を受けることとなっており、接種を受ける日に阿武町の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

現在、予防接種法に基づく公費での接種の対象は、接種の日に満16歳以上の方です。

接種の対象者は、現時点の科学的知見に基づいて決められています。将来的には、接種の対象年齢が広がる可能性もあります。

※次のような事情のある方は、住所地以外でワクチンを受けていただくことができる見込みです。具体的な手続きは今後お知らせします。

- 入院・入所中の住所地以外の医療機関や施設でワクチンを受ける方
- 基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方
- 出産のために里帰りしている妊産婦
- お住まいが住所地と異なる方

接種順位

当分の間、確保できるワクチンの量に限りがあるため、国が示す優先順位に応じて、順次接種を進めていく予定です。接種順位と範囲については、次のとおりです。

1. 医療従事者等

新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等

2. 高齢者

令和3年度中に65歳以上に達する方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）

3. 高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で 従事されている方

《高齢者以外で基礎疾患を有する方》

(1)令和3年度中に65歳に達しない方であって、以下の病気や状態の方で、通院または入院している方

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- 染色体異常
- 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- 睡眠時無呼吸症候群

(2)基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

《高齢者施設等で従事されている方》

高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障がい者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員

4. 上記以外の方

コロナワクチンの特性



開発に成功した際に供給を受けることについて契約締結または基本合意に至っている3社の新型コロナワクチンについて、現時点の情報は次のとおりです。

区分	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田/モデルナ社
接種回数	2回（21日間隔）	2回（28日間隔）	2回（28日間隔）
保管温度	-75℃±15℃	2℃～8℃	-20℃±5℃
ワクチン種類	mRNA ワクチン	ウイルスベクターワクチン	mRNA ワクチン

使用するワクチン

2月16日付け「臨時接種の実施に係る市町村への厚生労働大臣の指示」により、使用するワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（ファイザー株式会社が承認を受けたものに限る）となっています。

接種費用

全額公費で接種を行うため、**無料**で接種できます。

接種回数

1人につき2回 ※通常3週間の間隔で2回接種（ファイザー社のワクチンの場合）

接種部位

通常、三角筋に筋肉内接種します。



接種方法・接種場所

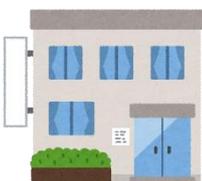
【集団接種】下記2会場を予定しています。

- 阿武町町民センター（阿武町大字奈古 3078-1）
- 阿武町ふれあいセンター（阿武町大字宇田 2224）



【個別接種】阿武町内、萩市内の医療機関を予定しています。

※接種できる医療機関の一覧表は接種券に同封して郵送します。



接種までのスケジュール《高齢者用》

※高齢者以外の接種スケジュールは、わかり次第お知らせします。



3月中旬

『**接種意向調査**』を郵送します

- ①接種意向（受ける・受けない）
- ②接種方法（集団接種・個別接種）
- ③接種場所（集団接種の場合のみ）
- ④送迎の有無

ワクチン確保や集団接種スケジュールを調整する都合上、回答書の返送にご協力をお願いします。

3月末

『**接種券**』と『**予診票**』等を郵送します
個別接種できる医療機関をお知らせします。

接種開始 1 か月前

4月中旬以降

『**集団接種**』希望の方

《順次発送予定》
接種日 1 か月前頃に**接種日時**（送迎時間含む）が入った『**接種案内ハガキ**』を郵送します。

『**個別接種**』希望の方

開始時期をお知らせします。

『**防災無線**』、『**広報あぶ**』
『**町ホームページ**』等

- ・接種日時の変更が必要な場合は、**阿武町新型コロナワクチン接種相談窓口**に連絡してください。
- ・ワクチンの供給状況により接種日を変更することがあります。

必ず予約が必要です。

- ・接種券に同封している医療機関一覧表を参考に、各自直接予約してください。
- ・ワクチンの供給状況により予約できない場合があります。

ワクチン接種開始

5月以降～

指定日時（予約日）にワクチン接種を受ける

《接種当日の持参物》

- 接種券（シールをはがさないこと）
- 予診票
- 本人確認書類（運転免許証、被保険者証など）
- 集団接種の方のみ『**接種案内ハガキ**』

※ 必ず自宅での検温と、予診票の記入を済ませておいてください。

接種会場まで行くことが困難な方は、車で送迎を行います。事前にお申込みください。



新型コロナワクチン接種に関する相談窓口



- 一般的な問合せ・・・接種時期の確認、接種券の発送や再発行、接種場所、集団接種の予約変更 等

阿武町役場 健康福祉課 電話：08388-2-3113
受付：平日 8:30～17:15

※3月下旬 役場健康福祉課内に阿武町新型コロナワクチン接種相談窓口開設予定

- 専門的な問合せ・・・ワクチンの有効性、安全性、副反応等

山口県ワクチン接種専門相談センター 電話：083-902-2277
受付：8:30～17:30

- 制度に関する問い合わせ

厚生労働省コロナワクチンコールセンター 電話：0120-761770

受付：9:00～21:00

接種を受けた後に副反応が起きた場合の

予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。

資料



関連リンク

- [新型コロナワクチンについて | 厚生労働省ホームページ](#)
- [新型コロナワクチンについて | 首相官邸ホームページ](#)
- [新型コロナワクチンについてのQ & A | 厚生労働省](#)